

## ◆ 第 8 期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査について ◆

## 1 策定の考え方

老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の 8 及び介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 117条の規定に基づき、市町村では介護保険制度の円滑な運営及び高齢者福祉の基盤整備構築を図るため 3 年を 1 期として計画を策定することが義務づけられています。

本市では、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関するアンケート調査を実施し、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 8 期介護保険事業計画を策定します。

## 2 計画策定に係るアンケート調査について

## (1) 在宅介護実態調査

## ア 目的

「要介護者の適切な在宅生活の継続」及び「家族等介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するため行います。

## イ 対象

在宅で要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請に伴う認定調査を受ける方 244人

## ウ 調査方法

認定調査員による聞き取り調査

## エ 調査時期

平成30年12月3日から令和元年11月30日の間に実施済

## オ 調査票

基本調査項目 9 項目及びオプション調査項目 10 項目  
（別紙「在宅介護実態調査 調査票」参照）

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## ア 目的

地域で生活する高齢者の生活や社会参加、介護予防の状況及び支援のニーズ等を把握するために行います。

## イ 対象

65歳以上で要介護 1～5 の認定を受けていない方 2,400人

## ウ 調査方法

郵送

## エ 調査時期

令和 2 年 1 月 7 日に発送（1 月 20 日〆切）

## オ 調査票

必須項目 35 項目及びオプション項目 44 項目  
（別紙「第 8 期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」参照）